

## 株式給付信託

## 譲渡制限付株式 (RS)

## 税制適格 ストック・オプション

特徴	事後交付型 株式報酬制度 柔軟性の高い制度設計 (RS の効果を組み合わせた設計も可能)	事前交付型 株式報酬制度 対象者への株式保有早期促進が可能	事前交付型 株式報酬制度 対象者は行使条件に応じ 権利行使し株式取得
インセンティブ性	業績・株価の双方に対して インセンティブが働く	中長期業績連動には馴染みにくい	業績と株価に対する 逆インセンティブが働く恐れあり
市場評価	CG コードで求められる中長期的な 業績連動株式報酬の設計が可能	役務提供前に株式交付し、 譲渡制限期間中に配当金受領のため、 ペイフォーパフォーマンスとみなされない 可能性もあり	権利行使条件次第では株式早期 保有促進が進まない可能性もあり
利便性	納税負担は発生するが、 給付する株式の一部をインサイダー規制を 遵守して金銭換価した上で給付可能	交付した株式の譲渡制限解除時に 納税資金の負担が発生	権利行使時に 権利行使価額の払込が必要 納税は株式売却時の譲渡益課税のみ
運営上の 事務負担	実務の大半を信託銀行に アウトソース可能	金銭債権の付与や 割当契約の締結等の負担	対象者毎、発行都度に契約、 権利行使、登記等手続き等の負担
コスト	信託報酬が発生	導入・運営費用が安い	導入・運営費用が安い

- 本資料に掲載された情報は信頼に足る情報源から得たデータ等に基づいて作成しておりますが、その内容については、明示されていると否とに拘わらず当社および当社グループ各社がその正確性、確実性を保証するものではありません。
- 本資料をご利用される方が、掲載された情報に基づいて判断のうえ、とられた行為等によって発生した、いかなるトラブル・損失・損害に対しても、当社および当社グループ各社は一切責任を負いません。  
また、本資料は、予告なしに運営の中断や内容の変更を行うことがあります。これらによって発生した、いかなるトラブル・損失・損害に対しても、当社および当社グループ各社は一切責任を負いません。
- 本資料は、商品・サービス等に関する取引を勧誘するものではありません。当該取引にあたっての最終判断は、お客さまご自身の責任でなされるようお願い致します。